

※前年の1月2日以降に転職や就職先の変更をした場合は必ず提出してください。

給 与 支 払 証 明 書

福島県

建設事務所長 様

令和 年 月 日

〔氏名〕 は当所に勤務し、下記のとおり相違ないことを証明します。

記

採用年月日	年 月 日
採用形態	正規職員・アルバイト・パート・その他()
給与支給日	毎月 日 〆 日支給
通勤方法	自家用自動車：バス：電車：自転車：その他()
通勤距離	自宅～勤務地(市 町) 片道 km

(単位:円)

支給月 (年 月)	本 給	通勤手当	手 当	手 当	支 給 額	ボーナス
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
計					《A》	

※直近の給与から遡って1年分を記入してください。(1年に満たない場合は就職時からご記入ください)

※「支給額」には控除前の支給総額をご記入ください。

勤 務 所 住 所

勤務所名称及び代表者名

勤 務 所 の 電 話

() -

印

※ この書類は入居者の家賃算定に使用しますので、正確な記入をお願いいたします。

お問い合わせ先：会津地区県営住宅管理事務所 0242-29-5526

※以下の欄は記入しないでください。

- 1 支給月が12ヶ月の場合は《A》
- 2 1月に満たない支給月がある場合《A”》 年 月から 年 月まで 計 月 計 円

支給額の計《A》・《A”》	-	非課税	=	収入額《B》
---------------	---	-----	---	--------

※通勤手当の非課税限度額は裏面参照。

収入額《B》	×	12	+	ボーナス	=	年間収入額
		月《C》				

→	給与所得控除後の金額(年間所得額)
---	-------------------

※就職月の勤務日数が1ヶ月未満の場合は算定から除外する。

※年末調整の所得控除表参照

○通勤手当の非課税限度額について

ア 公共交通機関(電車やバスのみ利用)利用の場合の非課税限度額
1ヶ月当たり10万円まで非課税

イ マイカー・自転車通勤者の1ヶ月あたりの非課税限度額は次のとおりです。

片道／2km未満	: (全額課税)
片道／2km以上10km未満	: 4,200円まで非課税
片道／10km以上15km未満	: 7,100円まで非課税
片道／15km以上25km未満	: 12,900円まで非課税
片道／25km以上35km未満	: 18,700円まで非課税
片道／35km以上45km未満	: 24,400円まで非課税
片道／45km以上55km未満	: 28,000円まで非課税
片道／55km以上	: 31,600円まで非課税